

官報

号外

平成十三年四月六日

○第百五十一回 衆議院會議録 第二十二号

平成十三年四月六日(金曜日)

午後一時 本會議

○今日の會議に付した案件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案(參議院提出)
道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)
及び危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議
○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

○小此木八郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

參議院提出、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。
○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案(參議院提出)
○議長(綿貫民輔君) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。法務委員長保利耕輔君。
○保利耕輔君 たいだいま議題となりました法律案

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われておらず、また、配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっていることにかんがみ、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、の施策を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有するものとする。
第二に、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとし、同センターは、被害者に対し、相談、カウンセリング、一時保護等を行うものとする。
第三に、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなければならないものとする。
第四に、被害者がさらなる配偶者からの暴力により生命または身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申し立てにより、当該配偶者に対し、被害者への接近禁止等を命ずるものとし、この命令に違反した者は処罰するものとする。

本案は、去る四月四日參議院より送付され、同日本委員会に付託されたものであります。
委員会においては、本日提出者參議院共生社会に関する調査会長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案は委員長長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長長報告のとおり可決いたしました。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)の趣旨説明
○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、道路交通法の一部を改正する法律案及び細川律夫君外二名提出、危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。國務大臣伊吹文明君。

(國務大臣伊吹文明君登壇)
○國務大臣(伊吹文明君) 道路交通法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。
この法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、運転免許証の有効期間の延長及びその他の運転免許証の更新を受ける者の負担の軽減のための規定の整備を行うとともに、あわせて、運転者の安全対策等を推進するための規定を整備すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明申し上げます。
第一は、運転免許証の更新を受ける者の負担を軽減するための規定の整備であります。
その一は、一般運転者に係る免許証の有効期間を、現行の三年から、原則として五年に延長するものであります。

その二は、免許証の更新期間を、現行の誕生日までの一カ月間から、誕生日を挟んだ二カ月間に延長するものであります。
その三は、免許証の更新を受けようとする者の

平成十二年四月六日 衆議院會議録第二十二号

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案についての細川律夫君の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) 提出者細川律夫君。

(細川律夫君登壇)

うち、優良運転者については、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会を經由して更新申請を行うことができることとするものであります。

第二は、運転者の安全対策等の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、第二種免許の技能試験を主として道路において行うこと等とするともに、代行運転普通自動車運転者としてする者は、第二種免許を受けなければならないこととするものであります。

その二は、障害者に係る免許の欠格事由の見直しを行うものであります。

その三は、高齢者講習の対象の拡大その他の高齢の運転者の保護等に関する規定の整備であります。

その四は、免許証の電磁的方法による記録に関する規定の整備であります。

第三は、悪質、危険な運転者に対する対策等を強化するための規定の整備であり、救護義務違反、酒酔い運転、共同危険行為、無免許運転等をした者に対する罰則を引き上げるものであります。

第四は、その他交通の安全及び円滑を図るための規定の整備であります。

その一は、身体障害者等の通行の保護を図るための規定の整備であります。

その二は、交通情報の提供に関する規定の整備であります。

なお、この法律の施行日は、代行運転普通自動車運転者による第二種免許の取得を義務づける規定については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日といたしております。

以上が、道路交通法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○細川律夫君 たいだいま議題となりました危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

昨年十一月、東京世田谷の東名高速道路におきまして、酒酔い運転のトラックに乗用車が追突され、乗用車は炎上し、一歳と二歳の幼い姉妹が焼死するという痛ましい交通事故が起きました。加害者は飲酒運転の常習者で、この日もウイスキーや缶入りしょうちゅう飲料を飲み、蛇行運転を繰り返した上での事故でありました。ところが、裁判所は、この加害者の運転手に対し、業務上過失致死により懲役四年という、いかにも軽い判決を下しました。

また、昨年四月、酒気帯び、無免許、無保険、無車検の車が、取り締まりに遭うや、猛スピードで逃げた上に、歩道上に乗り上げて、たまたま通行していた大学生二人を即死させるという交通事故がございました。二人は、大学に入学したばかりの新人生でございました。この加害者は、八年前に当て逃げ事故により免許を取り消されたにもかかわらず、運転を続け、五年前にも無免許運転で行政処分を受けた者であります。この悪質な運転者に対しても、業務上過失致死と道路交通法違反による懲役五年六月月という刑しか科せられなかったところでございました。実は、五年六月月というのは、現行法の最高刑でございます。

その後、これらの事故の遺族の方を中心となり、刑法の業務上過失致死罪の法定刑の上限五年というのはいかにも低過ぎるのではないかと訴えが、全国から二十六万件以上の署名が集まったところでございます。

このような悪質な運転行為による犯罪を過失というこのみでとらえてよいのだろうか、むしろ故意犯に近いのではないか、あるいは、自動車のなかった時代にできた刑法の業務上過失致死罪に

よって現在の車社会における犯罪を処罰するのが正しいのか、こういったさまざまな疑問と、被害に遭った方々の想像を絶する悲しみに心を動かされ、ほとんどの世論もこれを支持して、早期の法改正を求めたのであります。

さらに、東名高速事件の控訴審判決では、東京高等裁判所は、一審の懲役四年を支持し、控訴を棄却いたしましたけれども、これらの点について異例の言及をいたしました。そこでは、飲酒運転等により死傷事故を起こした場合に関する特別類型の犯罪構成要件の新設、関連規定の法定刑の引き上げ等の立法的な手当てをもってするのが本来のあり方、このように判決の中で言及したのでございます。

これら世論などの大きなうねりに対しまして、警察庁は、昨年十二月、道路交通法改正案の試案を示す中で、酒酔い運転、麻薬等運転等起因して人を死傷させた者に対する新たな罰則規定を創設しようと言及で、いわゆるパブリックコメントを求めたのであります。しかし、このパブリックコメントではほとんど反対意見はなかったにもかかわらず、この試案は退けられました。ただいま伊吹大臣から趣旨説明がございました道路交通法改正案からは、この部分がすっぱりと消えてしまっているのではありません。

なぜ消えてしまったのかと申しますと、刑法などを所管いたします法務省が、致死傷罪は道路交通法にはなじまず、刑法の体系で考慮すべきだ、そういう意見を述べたからであります。役所の権限争い、縄張り争いによって、遺族の皆さんや世論の声が追いやられたと言っても過言ではありません。

国民各層からは、一刻も早い法制化を求める声が上がっております。政府が遅滞している以上、このような声にこたえるのが立法府の責務でございます。

います。それが、ここに本案を提案した最大の理由であります。

なお、交通事故の撲滅につきましては、車歩道の分離、信号等の施設整備、事故原因の調査の徹底、車両の安全性の向上、道路構造上の安全対策等、あらゆる方策を追求すべきであり、また、交通事故の被害者につきましても、相談、指導、刑事手続への関与等、可能な限りの支援対策を講じるべきであると訴えてまいりたいと思っております。

次に、本法案の内容を簡単に御説明いたします。

第一に、危険運転致死傷罪を創設し、道路交通法の酒酔い運転、麻薬等運転、暴走族などによる共同危険行為、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転等の規定に該当する違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死傷させた者は、十年以下の懲役もしくは禁錮、百万円以下の罰金に処するものであります。刑法第二百一十一条に定める業務上過失致死罪の法定刑、五年以下の懲役もしくは禁錮、五十万円以下の罰金と比べ、法定刑を引き上げるものでございます。

第二に、従来は、道路交通法上、どんな悪質な事故を起こした場合でも、再び運転免許を取得できない期間は五年以内の指定された期間とされておりましたが、本法案の罪を犯した者については、この期間を十年以内の指定された期間とするものであります。

その他、所要の規定に関する整備を行うことといたしております。

本法案は、本則がたった一項の特別法ではありますが、この法案に込められた交通事故被害者、遺族の方々の心情をぜひお察しください、全会派の御賛同により本法案を成立させていただきましようよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。今野東君。

(今野東君登壇)

○今野東君 民主党の今野東です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、内閣提出、道路交通法の一部を改正する法律案及び民主党・無所属クラブ提出の危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案について質問します。(拍手)

質問に当たって、交通事故で亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、質問をさせていただきます。

交通事故は、年々ふえる一方です。昨年一年間でおおよそ九十三万二千件発生し、亡くなった方も一万四百三十人いらっしゃいます。第六次交通安全基本計画は、年間の交通事故死者数を九千人以下とすることを目標としましたが、これは達成されませんでした。また、第七次交通安全基本計画は、一層多くの死傷者が生じる可能性があると予想しています。

では、今後どのような政策が重要と考えておられるのか、官房長官と民主党・無所属クラブの法案提出者にお尋ねします。

一昨年十一月二十八日の東名高速道路での悲惨な事故であります。趣旨説明にもありました、飲酒運転を常習とするプロのドライバーが運転する大型トラックが、井上さん一家四人が乗る車に追突し、後部座席に乗っていた二歳の長女奏子ちゃん、間もなく二歳になるうとしていた次女周子ちゃんの命を奪いました。

この極めて悪質な酒酔い運転のドライバーは、業務上過失致死傷罪と道路交通法違反の容疑で起訴されたのですが、求刑は五年、判決は四年でし

平成十二年四月六日 衆議院会議録第二十一号

た。しかも、この審判決定に異議を唱えた検察側の控訴は退けられました。法定の上限は七年であつたにもかかわらず、求刑五年、判決四年は、残された家族の悲しみに比べると余りにも軽過ぎます。

また、去年の四月、神奈川県座間市で、無免許、酒気帯び、車検がない、強制保険にも入っていないという乗用車が歩道に乗り上げて、そこを歩いていた大学生二人を死させたケース、これは、法定限度いっぱい懲役五年六カ月の実刑判決を言い渡されたものの、輝く未来を突然遮断され、人生を切斷された二人の大学生の命を考えれば、これも余りにも軽過ぎる量刑であります。

私は、先日、井上さんのお宅を訪ねました。小さな位牌はこの私に何を言おうとしているのだろうと胸が痛みました。井上さんのお話によれば、遺族のつらさは、家族を失っただけではありません。慰めの言葉をかけてくれる友人たちの行為も、そのままストレートに受けられない。親や家族が優しく言ってくれることも、そのままに受け取れない。ぎくしゃくした関係になってしまう。親や兄弟の優しさも、そのようにしか受け取れない。犯人への憎しみも増し、私的報復を考える自分に苦しみます。

ここに、座間市で亡くなった大学生の鈴木君のお母さん、鈴木共子さんが書いた詩があります。御紹介します。

天使だなんて言わないで 鈴木 共子

私は天使なんかじゃない
天使なら
愛する夫と息子の命を
守ることができたはず
私は天使なんかじゃない
天使なら
友達に私に寄せる心を

理解できるはず

私は天使なんかじゃない
天使なら
人を憎まずと言えるはず

私は天使なんかじゃない
自責の念にかられ
友にいたく失望し
息子を奪いし奴のこと
ひと思いに
殺してやりたい

私が天使であるならば
それはきっと
地獄の天使だ

残された家族の偽らざる心境ではないでしょうか。

悪質な運転行為の結果、人を死亡させた場合には、刑法百九十九条の殺人罪を適用すべきであると主張する専門家もいるほどです。無免許運転や酒酔い運転を始めたときを行為に着手した時点と認定すれば、犯行の意思の存在は十分に立証が可能だという主張です。

そもそも、悪質な運転行為によって起きた事故のドライバーを業務上過失致死犯として扱うことが無理なのではないでしょうか。業務上過失犯に適用される現行刑法は、明治四十年に制定されたものです。当時の日本に車は少なく、今日のようないろんな悪質な運転者による交通事故など全く予測し得なかった時代につくられた刑法であります。何回か改正されたとはいっても、今の時代に適用するのはやはり無理があります。速やかに特別立法の措置をとるべきであると思いますが、法務大臣の見解を求めます。

全国から二十六万件の署名が集まっています。法務省で準備をしているということは承知しておりますが、法務省、一体何をもちまして

だという問いかけであります。お答えください。

特別立法の措置をとるべきだという観点から、民主党・無所属クラブから出ている、危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案は評価したいと思いますが、この中の、交通事故を起こして人を死傷させ、または傷つけた者は、十年以下の懲役もしくは禁錮または百万円以下の罰金に処するといふ点は、悪質なものを想定したとき、これで十分なのではないでしょうか。お尋ねします。

また、この法律案の中の、免許の欠格期間等の特例についてですが、この法律案の対象者については免許取得禁止期間を十年にしていますが、その理由についてお示しください。

一方、政府から出ている道路交通法改正案も、例えば飲酒運転の場合、二年以下の懲役または十万円以下の罰金から、三年以下の懲役または五十万円以下の罰金と、わずかな上限の引き上げだといふ気が私にはするのですが、これでよしとされた根拠をお示しください。国家公安委員長にお尋ねします。

次に、障害者等に係る欠格条項の見直しについてです。

今回、身体的能力及び知的能力についてはすべて試験で見ることとしたという点は評価しますが、特定の病気の者については免許を与えないとしています。

欠格条項については、必要最小限でなければなりません。改正案はその範囲がまだ広いのではないかと思います。これを国民にどのように説明されるのでしょうか。国家公安委員長にお尋ねします。

さて、悪質なドライバーが職務中に交通事故を引き起こしたとすれば、彼を雇っている使用者の責任も問われなければなりません。使用者の責任を明確にすることは、職場の環境を整え、事故を未然に防ぐことにつながります。ところが、現在の法律では、それもまた十分ではありません。

例えば、国土交通省が管轄する貨物自動車運送業者のもとで働くドライバーが飲酒運転をして死傷に至る交通事故を起こした場合、つまり、青ナンバーのトラックが飲酒運転によって死亡事故を起こした場合、当然、このドライバーが勤務する会社は使用者責任を問われます。行政処分を受けます。

しかし、貨物輸送をなりわいとしていない会社の白ナンバーの営業トラック、例えば自分の会社の工場から自社の製品を積んで毎日運送するような、そういう白ナンバーのトラックです。これが同じように飲酒運転をして死亡事故を起こしたような場合は、使用者責任が問われないことになっています。

青ナンバーのトラックは国土交通省の所管であり、白ナンバーのトラックは警察庁の所管です。同じような事故を起こしても、所管の役所によって使用者責任を問われたり問われなかったりするというのは、縦割り行政の矛盾のあらわれです。直ちに改善すべきと思います。内閣官房長官及び国家公安委員長に伺います。

そのほかにも、交通行政にはさまざまな矛盾があります。

一九九九年に起きた人身事故は八十五万件に上りますが、この年、検察庁が処理した交通関係の業務上過失致死傷七十六万件的のうち、起訴されたのは、わずか一二％です。百人のうち八十八人は不起訴処分、罰金も科されません。しかし、駐車違反のような軽微な違反には反則金が科されます。このような矛盾を放置しておくのは、国民感情として受け入れたいものがあります。こうした点も是正する考えはありますか。法務大臣にお

尋ねします。

私は、きょう、ここに立って、罰則の強化のみを声高に叫ぶつもりはありません。交通事故によって亡くなった方々も、きょうは先ほどの井上さんも傍聴においでですが、遺族の方々も、先ほどの鈴木共子さんの詩にあったような感情を抑えて、二度とこのような悲しい事故が起きないようにと、ひたすら願っているわけがあります。遺族のそういう気持ちを受けて、私たちの社会は、悲惨な交通事故が起きないように、できる限りの環境整備をしなければなりません。

交通事故増加の原因の一つは、お年寄り、高齢者の増加です。我が国は、欧米諸国と比べて、特に高齢者の事故が多い。高齢者や子供たちの安全のためにも、歩道整備をしましょう、市街地に駐車場もつくりましょうという社会資本整備が必要です。

しかし、先日成立した平成十三年予算では、交通安全に寄与する道路の改築事業は四千億円にすぎず、道路事業費全体七兆六千億円のわずか五％にとどまっています。むだな公共事業が行われる一方、住民のニーズに合った、きめ細かい公共事業は進んでいません。公共事業は国民の幸せのために行われなければならないのであって、与党自民党の選挙のために行われてはならないのです。(拍手)

さらに、公共事業の財源や決定権は地方に移譲しなければなりません。例えば、国が直接行う道路事業は国道一号线から十八号線に限定して、それ以外は、地方自治体に一括交付金を交付して、地方の自主性に任せるのです。当然、縦割り行政による二重投資の原因となっている、十六分野ご

とに定められている公共事業の中長期計画は統合すべきです。さらに、道路特定財源制度など、公共事業関連税制のあり方について抜本的に見直すべきではないでしょうか。

公共事業のあり方を考えて、交通安全対策を念頭に置いた社会資本整備をおやりになるつもりはありますか。これをおやりになれば都市部の票が入ると思うのですが、内閣官房長官にお尋ねします。

最後に、日本の司法と国民との間の信頼についてです。

先月、三月二十八日、薬害エイズ事件で東京地裁が元帝京大学副学長安部氏に下した無罪の判決に、私は驚き、大きな失望を感じました。日本の裁判は、なぜこれほど寛大なのでしょうか。命を救ってほしいと頼まれた医師が、その治療を施す上で、わずかも死の可能性があるならば最善の方法でそれを回避してほしいと願うのは、医療を受ける側の当然の願いであります。それを怠った医師が、無罪という免罪符をもって、責任を追及されることなく、もとの暮らしに戻っていくとするのならば、その裁判は余りにも市民の感覚と乖離し過ぎてはいませんか。

その裁判にかかわった判事の一人は、東京大学卒業の医師で、安部被告の後輩だと聞きました。李下に冠を正さず、司法こそみずから厳しく律し、判決に臨むべきではないでしょうか。あの判決をどうお感じになったでしょうか、法務大臣にお尋ねします。

三権分立の精神から、立法院が司法を批判することは控えるべきかもしれません。しかし、交通事故裁判を初め昨今の裁判を見ると、私は、司

法を批判するという悲しい選択をしなければならなくなります。

司法が国民の信頼を取り戻すことを強く願って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇)

○国務大臣(伊吹文明君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

私に対しては、三つのお尋ねがありました。まず、酒酔い運転の法定刑についてであります。

懲役刑につきましては、刑法の往来妨害罪及び往来危険罪とのバランスを考慮して、現行の二年以下を三年以下に引き上げております。他方、罰金刑につきましては、悪質な運転の防止を図ろうという観点から、現行の十万円以下を五十万円以下と、大幅に引き上げたものであります。

次に、運転免許の欠格条項の見直しについてであります。

今回の改正は、これまで一定の障害のある場合には法律によって一律に運転免許の取得の機会を閉ざしていたものでありますけれども、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある障害等がある場合のみは、公益の観点から、試験等により運転免許を与えないことができるようにするものであります。この結果、障害を持つ人たちでも安全な運転が可能であれば運転免許を取得できることになり、障害のある者も障害のない者も、法律上は均等な扱いを受ける社会になると考えております。

貨物自動車運送事業用のトラックと自家用トラックとで使用者責任のあり方が異なるのはおかしいとの御意見であります。使用者責任とは運

送を事業とする者としての責任であり、このような事業者でない自家用のトラックの使用者の責任は問わないとしても、特にバランスを欠くものとは考えてはおりません。(拍手)

(国務大臣高村正彦君登壇)

○国務大臣(高村正彦君) 今野議員にお答えを申し上げます。

まず、悪質な交通事故についての速やかな特別立法の必要性についてお尋ねがありました。

法務省といたしましても、悪質、重大な事犯の中には、例えば、危険な運転行為であることをわかりながら、このような運転行為を行った結果、人を死傷させた場合など、過失犯として規定されている業務上過失致死傷罪の構成要件や法定刑でとらえることが不相当な事犯があることを十分認識した上で、法整備に向けた検討を、現在、鋭意行っているところであります。

この問題は、国民生活に密接した重要な問題であり、現に悪質、重大な事犯が後を絶たない状況にあること、被害者や御遺族の方々から早期に法整備を行うようにとの強い要請を受けていることなどから、警察庁等とも意見を交換しつつ、刑法改正等の検討も含めて早期に結論を得て、この秋に臨時国会が開かれるようであれば、これを目途として所要の法整備を行いたいと考えております。

次に、業務上過失致死傷罪の処理のあり方についてお尋ねがありました。

業務上過失致死傷事件のうち不起訴となっている事件の多くは、事案軽微な業務上過失傷害事件であり、業務上過失傷害罪は、過失によって人の身体に傷害を与える個人に対する犯罪であること

ろ、軽微な事案については被害者も加害者の処罰を望まないことが多い状況にあり、車社会と呼ばれることもある今日、この種事犯をすべて処罰することになれば、多数の国民を前科者とする事になり、刑事政策上不適切であること等から、軽微な事案については起訴猶予処分を弾力的に活用しているところでございます。

一方、御指摘の駐車違反のような交通違反は、交通秩序を維持するためのルールの違反に反則金という前科にならない制裁を科すものであって、両者は性質を異にするものであり、御指摘のような矛盾は全くないものと考えております。

具体的事件の判決の内容についてコメントを求められましたが、当然のことながら、答弁を差し控えていただきます。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇)

○国務大臣(福田康夫君) 今野議員にお答えをいたします。幾つか御質問ございましたので、順次お答えいたします。

第六次交通安全基本計画に基づく従来の交通安全対策の効果、また、今後の交通安全対策のあり方についてお尋ねがございました。

第六次交通安全基本計画につきましては、期間内に年間の交通事故死者数を約千八百人減少させ、一定の成果を上げることができたと考えておりますが、平成十二年の死者数は九千六百八十八人となり、平成十二年までに九千人以下とすることを目指すという目標を達成できなかったことは、まことに遺憾でございます。

また、御指摘のように、第七次交通安全基本計画では、二十一世紀当初は、車社会の進展により、一層多くの死傷者が生じることが予想される

としておりますが、政府としては、第七次交通安全基本計画に基づき、関係各方面と連携を図りながら、高齢者の交通安全対策の推進、シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底など、交通事故死傷者を減少させるため、各般の施策を強力に推進してまいりる所存でございます。

次に、使用者責任のバランスを欠くことのお尋ねであります。

国土交通省所管の貨物自動車運送事業法においては、運送事業の運営の適正化等の観点から、また、警察庁所管の道路交通法においては、ドライバー一般の交通安全の観点から、必要な規制を行っていただくことであり、それぞれの行政目的を達成するための合理的な制度とされているものと承知いたしております。

いずれにせよ、現在の厳しい交通情勢のもと、交通事故防止を図るため、内閣を挙げて総合的な交通安全対策に引き続き取り組んでまいりる所存でございます。

次に、交通安全対策についてお尋ねがございました。

平成十二年度の道路関係予算においては、交通安全施設等整備事業費約四千億円をもって、歩道や駐車場の整備等を行っております。このほか、通過交通の市街地への流入を排除する環状道路などの幹線道路網の整備、踏切の除却、改良など、幅広く交通安全対策に寄与する事業を積極的に取り組んでおります。今後とも、交通安全対策を念頭に置いた社会資本整備を積極的に進めてまいります。

次に、道路に関する国の直轄管理区間のあり方及び地方分権についてお尋ねがございました。

我が国の道路網は、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道から構成されております。国、地方の適切な役割分担と相互の密接な連携のもと、整備、管理を行っているところでございます。さらに、国が直轄で管理すべき区間の見直しや補助金の整理合理化については、平成十一年二月に閣議決定された第二次地方分権推進計画に基づき積極的に取り組んでいるところでございます。

次に、公共事業の長期計画の統合についてお尋ねがございました。

公共事業の各種長期計画については、事業ごとに、重点や目標、整備期間あるいは財源等を異にしており、これらを捨象するような統合化には困難な面があると考えております。また、現行においても、各種長期計画は、社会資本整備の基本的方向や公共投資の長期にわたるおおむねの規模等を定めている公共投資基本計画と整合をとって策定されているところであります。

なお、平成十二年度予算においては、本年一月の中央省庁等改革を契機とし、交通、生活排水処理、住宅と福祉等の分野において、従来以上に施策の融合化やハード、ソフト間を含む事業間の連携を推進することとしており、縦割り行政による二重投資といった批判は当たらないと考えております。

次に、道路特定財源制度のあり方についてお尋ねがございました。

道路整備については、各地域におけるニーズが依然として高い中、道路利用者による整備費用の負担という受益者負担の理念に基づき、揮発油税等を主たる財源として事業を実施しているところ

平成十三年四月六日 衆議院會議録第 十二号

道路交通法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する今野東君の質疑 議長報告

六

であります。こうした特定財源制度は、特定された公共サービスからの受益と負担との間には、密接な対応関係が認められる場合には、一定の合理性を持つものと考えております。

他方、特定財源制度は、資源の適正な配分をゆがめ、財政の硬直化を招くおそれもあることから、財政需要の優先度や財政資金の適正な配分といった観点を踏まえながら、その妥当性については常に吟味が必要であると考えております。

以上でございます。(拍手)

(山花郁夫君登壇)

○山花郁夫君 今野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、交通安全対策について御指摘がございました。

この重罰化を図る法案というものは、社会的公正の実現のために必要であると提出したものでありますけれども、この法案だけによって直ちに交通事故が劇的になくなるであろうとは考えておりません。

厚生統計によりますと、年間およそ一万三千人の方が道路交通の事故によって命を落とされております。先ほど、今野議員は一万四百三人という数字を挙げましたが、これは恐らく警察統計によるものではなからうかと思ひます。警察統計は二十四時間を基準といたしておりますから、いわゆる即死の数が一万四百三人ということになるのだと思ひます。厚生統計によりますと、死の直接的な原因が交通事故であるという点についてでありますので、一万三千人という数字になるわけでありまして、

このように、事故件数が依然としてふえ続けて

いるというような現状を見るならば、さらに積極的な事故防止のための措置というものがとられなければならないと思ひます。

法案の趣旨説明にもありましたように、まず、歩行者と車を分離する措置を強め、生活道路に可能な限り車を入れないようにするであるとか、あるいは、歩行者と右折車、左折車の同時利用を排除した分離信号の普及、あるいは、運転手の刑事責任の追及だけではなく、総合的な原因究明のために現行の事故分析センターをさらに充実強化させるなど、いずれも一歩踏み込んだ施策が必要であるかと考えます。

また、民主党、社会民主党から、現在、犯罪被害者基本法案が提出されておりますが、一たん事故に遭われた被害者やあるいは遺族の方の相談あるいは指導に当たるといったような支援、こういうことについても充実を図っていかねければいけないと考えます。

次に、法定刑についての御質問がありました。交通事故被害者、遺族の方々からは、極刑をもって臨むべきであるという、そういった御意見も伺っているところでございます。交通事故の被害者の方々、殊に突然愛する家族を失ったという、そういった方々から、加害者に対して極刑を求めるという、そういうお気持ちは十二分に理解できるところであります。他方、他の刑法法規との均衡を図ること、また、加害者の社会復帰に對しても一定の考慮をしなければならぬと考えます。

悪質交通事犯によって死傷の結果を生じさせるという行為は、犯罪類型としては、いわば故意の違法行為をきつかけとして死の結果を生ぜしめるという傷害致死の類型に比較的近いものではないかと考えられます。

この傷害致死の法定刑は、刑法二百五條によりまして、二年以上の有期懲役ということになって

おりますが、それでも、実際に言い渡される刑というものは、その約八割が、執行猶予も含めまして、五年以下ということになっております。悪質な事犯に關しても、残りの二割すべてが、五年を超えて、そして十年以下の懲役ということになって処断されているのが現状でありますから、法定刑については十年というところが限度ではなからうかと考えられますとともに、この範囲内で妥当な量刑を選択するということが肝要ではなからうかと考えます。

免許取得禁止期間について御指摘がございました。

この点についても、交通事故の被害者または遺族の方々から、悪質運転行為によって死傷の結果を生じさせた加害者がわずか数年でまた運転ができるということは納得がいかないというような御意見も伺っているところでございます。

交通事故を少しでも減らすためには、刑法法規の創設ということによって一般予防を図ることだけではなく、特別予防的な観点から、悪質交通事犯により死傷の結果を生じさせたような、そういった者については、長期にわたって運転行為から遠ざけるということも必要であると考えます。これが、運転免許取得禁止期間の上限を現行の五年から十年に引き上げる趣旨であります。

以上です。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

出席國務大臣

法務大臣 高村 正彦君
厚生労働大臣 坂口 力君
國務大臣 伊吹 文明君
國務大臣 福田 康夫君

○議長の報告

(議席変更)

一、昨五日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

二	土屋 品子君
五	田中 甲君
六	徳田 虎雄君
一〇	栗屋 敏信君
一一	松浪健四郎君
一五	近藤 基彦君
一七	西川 太一郎君
二一	宇田川 芳雄君
二二	小池百合子君
二三	井上 喜一君
二四	今川 正美君
二五	阿部 知子君
二七	森田 健作君
二八	二階 俊博君
三五	海部 俊樹君
三六	野田 毅君

一五五	長浜 博行君	一五五	長浜 博行君
一五四	安住 淳君	一五四	安住 淳君
一五三	古川 元久君	一五三	古川 元久君
一五二	大石 尚子君	一五二	大石 尚子君
一五一	三井 辨雄君	一五一	三井 辨雄君
一五〇	榑崎 欣弥君	一五〇	榑崎 欣弥君
一四九	金子善次郎君	一四九	金子善次郎君
一四八	木下 厚君	一四八	木下 厚君
一四七	首藤 信彦君	一四七	首藤 信彦君
一四六	山谷えり子君	一四六	山谷えり子君
一四五	大出 彰君	一四五	大出 彰君
一四四	井上 和雄君	一四四	井上 和雄君
一四三	平岡 秀夫君	一四三	平岡 秀夫君
一四二	山口 壯君	一四二	山口 壯君
一四一	山内 功君	一四一	山内 功君
一四〇	松原 仁君	一四〇	松原 仁君
一三九	大島 敦君	一三九	大島 敦君
一三八	小泉 俊明君	一三八	小泉 俊明君
一三七	山村 健君	一三七	山村 健君
一三六	後藤 斎君	一三六	後藤 斎君
一三五	鈴木 康友君	一三五	鈴木 康友君
一〇四	松沢 成文君	一〇四	松沢 成文君
九六	中山 義浩君	九六	中山 義浩君
八八	奥田 建君	八八	奥田 建君
八〇	今野 東君	八〇	今野 東君
七二	後藤 茂之君	七二	後藤 茂之君
六七	山口 富男君	六七	山口 富男君
六六	赤羽 一嘉君	六六	赤羽 一嘉君
六五	上田 勇君	六五	上田 勇君
六四	都築 讓君	六四	都築 讓君
六三	藤島 正之君	六三	藤島 正之君
六二	小沢 和秋君	六二	小沢 和秋君

二五〇	樽床 伸二君	二五〇	樽床 伸二君
二四九	前原 誠司君	二四九	前原 誠司君
二四八	玄葉光一郎君	二四八	玄葉光一郎君
二四七	枝野 幸男君	二四七	枝野 幸男君
二四二	桑原 豊君	二四二	桑原 豊君
二四一	荒井 聰君	二四一	荒井 聰君
二四〇	城島 正光君	二四〇	城島 正光君
二三九	釘宮 馨君	二三九	釘宮 馨君
二三四	原口 一博君	二三四	原口 一博君
二三三	家西 悟君	二三三	家西 悟君
二三二	川内 博史君	二三二	川内 博史君
二三一	渡辺 周君	二三一	渡辺 周君
二二六	中津川博郷君	二二六	中津川博郷君
二二五	山田 敏雅君	二二五	山田 敏雅君
二二〇	三村 申吾君	二二〇	三村 申吾君
二一九	阿久津幸彦君	二一九	阿久津幸彦君
一七〇	中田 宏君	一七〇	中田 宏君
一六八	葉山 峻君	一六八	葉山 峻君
一六七	岩國 哲人君	一六七	岩國 哲人君
一六六	鍵田 節哉君	一六六	鍵田 節哉君
一六五	石毛 鏡子君	一六五	石毛 鏡子君
一六四	松崎 公昭君	一六四	松崎 公昭君
一六三	鮫島 宗明君	一六三	鮫島 宗明君
一六二	筒井 信隆君	一六二	筒井 信隆君
一六一	生方 幸夫君	一六一	生方 幸夫君
一六〇	平野 博文君	一六〇	平野 博文君
一五九	中川 正春君	一五九	中川 正春君
一五八	野田 佳彦君	一五八	野田 佳彦君
一五七	島 聡君	一五七	島 聡君
一五六	近藤 昭一君	一五六	近藤 昭一君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
宮路 和明君	嘉数 知賢君
伊藤 忠治君	牧野 聖修君
山井 和則君	榑崎 欣弥君
嘉数 知賢君	宮路 和明君
榑崎 欣弥君	山井 和則君
牧野 聖修君	伊藤 忠治君

議院運営委員

辞任	補欠
漆原 良夫君	河合 正智君
河合 正智君	漆原 良夫君

(議案提出)

一、昨五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に關する法律案(細川律夫君外二名提出)

(議案付託)

一、昨五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

水産基本法案(内閣提出第七五号)

農林水産委員会 付託

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

安全保障委員会 付託

(議案送付)

一、昨五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

通信・放送融合技術の開発の促進に關する法律案

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法案

環境事業団法の一部を改正する法律案

国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーヴ)を改正する文書(全権委員會議(千九百九十四年京都)において採択された改正)及び国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーヴ)を改正する文書(全権委員會議(千九百九十四年京都)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

全権委員會議(千九百九十四年京都)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーヴ)を改正する文書(全権委員會議(千九百九十八年ミニアポリス)において採択された改正)及び全権委員會議(千九百九十四年京都)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーヴ)を改正する文書(全権委員會議(千九百九十八年ミニアポリス)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件

平成十年度一般会計予算費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十年度特別会計予算費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十三年四月六日 衆議院会議録第二十二号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案及び同報告書

八

平成十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

平成十一年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百五十回国会内閣提出、本院継続審査)

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案
農業者年金基金法の一部を改正する法律案

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案(細川律夫君外一名提出)

(議案通知)

一、昨五日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(筒井信隆君外二名提出)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案
右の本院提出案を送付する。

平成十三年四月四日

参議院議長 井上 裕

衆議院議長 綿貫 民輔殿

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 第五条)

第三章 被害者の保護(第六条 第九条)

第四章 保護命令(第十条・第二十一条)

第五章 雑則(第二十三条・第二十八条)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)(からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であつた者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者(被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。)(の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者)がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第五条において同じ。)(の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に對し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第二項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法昭和二十九年法律第六十二号、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りな

から協力するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に於いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を徘徊することを禁止すること。

二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

(管轄裁判所)

第十一条 前条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」という。)は、相手方の住所(日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

れた地

(保護命令の申立て)

第十二条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの暴力を受けた状況
二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあることと認めるに足りる事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに對して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立

ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に對し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに對して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に對し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に關して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部

平成十三年四月六日 衆議院會議録第二十二号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案及び同報告書

一〇

長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長)に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかでない事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

5 前条第三項の規定は、第三項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 第十五条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再発の申立て)

第十八条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第十条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

2 再度の申立てをする場合においては、申立書

には、当該申立てをする時における第十二条第一項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項及び第十八条第二項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を

除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心

身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第二条第二項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第二項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護同条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができ
る。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、

第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第十二条第一項第三号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中、配偶者暴力相談支援センターとあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立ての下に」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第 号)第十条の規定による申立てを加え、同表の一七の項中「第二十七條第八項の規定による申立ての下に」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十六條第三項若しくは第十七條第一項の規定による申立てを加える。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、配偶者からの暴力が、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったこと、また被害者が多くの場合女性であり、配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなつてゐることにかんがみ、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保

護するための施策を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国及び地方公共団体は、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

2 都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。同センターは、被害者及びそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者に対し、相談、カウンセリング、一時保護等を行うものとする。

3 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力による傷病者を発見したときは、その者の意思を尊重しつつ、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。

4 被害者が更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、六月間の被害者への接近禁止又は二週間の住居からの退去を命ずるものとする。この保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止等の活動を行う民間団体に対する必要な援助、配偶者からの暴力に関する国民の理

解を深めるための教育及び啓発等に努めるとともに、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修等を行うものとする。

6 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、配偶者暴力相談支援センターに係る規定は、平成十四年四月一日から施行する。

7 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、配偶者からの暴力が、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われておらず、また、配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなつてゐることにかんがみ、このような状況を改善し、被害者を保護するための施策を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平成十四年度において約十億円の見込みである。右報告する。

平成十三年四月六日
法務委員長 保利 耕輔
衆議院議長 綿貫 民輔殿

明治三十五年三月十一日
郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 五円 〇四